

アジア太平洋環境と開発に関する閣僚宣言 2010 (仮抄訳)

我々、アジア太平洋経済社会委員会の加盟国及び準加盟国の環境・開発大臣及び代表団長は、(前文略)

1. 以下を認識する:

(a) 多くの開発途上国にとって、貧困根絶、ミレニアム開発目標 (MDGs) と持続可能な開発は最も重要なゴールである。

(b) 各国の特性に適合する、持続可能な開発の文脈におけるグリーン成長は、急激な経済成長、MDGs の達成と環境の持続性を支援するアプローチの一つである。

(c)

アジア太平洋地域において、いくつかの重大な危機が起こった: 金融危機によって引き起こされた経済危機、主要資源の価格ボラティリティ (変動)、水・食品資源などの自然資源の減少や、アジア太平洋地域、特に無防備な地域や後発開発途上国 (LDCs) の社会経済発展をさらに妨げる自然災害を引き起こした気候変動などの環境上の問題。これらの危機は開発のパラダイムを「包括的で持続可能な開発」に移行させることを要求している。

(d) 世界で最も急速な発展を遂げているアジア太平洋には、最も多くの貧困層 (9億5千万人) が生活し、彼らの食料、エネルギー、水や天然資源のニーズが急増する一方、ベーシックニーズは満たされていない。

(e) 輸送、廃棄、化学物質使用量の増加が、本地域でのエコロジカル・フットプリントを増加させている

(f) 気温の上昇や頻発する極端な天候などによって気候変動によるリスクが増加している

(g) アジア太平洋地域の経済と社会をサポートするためには、大気、水、土壌、生物多様性などはすべて同様に必要不可欠である

(h) 持続可能でない消費と生産パターンは環境収容能力への圧力を増加させ、生活水準を低下させる可能性がある

(i) 同地域では、多くの人々を貧困から救い、MDG 1 を達成するために急速な経済発展が必要である。同時に、MDG7 に提案されている通り、環境的持続性も重視する必要がある。成長の速度と環境への警戒を両立させ、どちらも犠牲にしてはならない。

(j)

持続可能な発展のパラダイムは公平と各国の特性に則し、経済成長と環境持続性を両立させたグリーン成長アプローチによって促進される必要がある。

(k) 持続可能な開発のための教育は、ESCAP 加盟国が地域の主要課題への取組とグリーン成長へシフトするための重要な方法である。

(l) 「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」や「環境上持続可能な経済成長 (グリーン成長) に関するソウル・イニシアティブ」、南アジア地域協力連合のイニシアティブ、その他の ESCAP 加盟国による地域・国レベルのイニシアティブは、新しい経済成長の形や

地域全体での協力体制を進める推進力を作る優良事例であり、経験となっている。

2. 我々は以下を目指す。

(a) 持続可能な開発の道筋を発展・促進するために必要な社会経済環境づくりを検討する。

(b) 適正な方法をもって、すべてのステークホルダーを以下の必要な変化の後押し、加速に参加させる。

(i) 消費者意識の向上と、環境上持続可能な製品、サービスとライフスタイルに関してインフォームド・チョイスをできる意識作り

(ii) 持続可能な消費とライフスタイルの強化のため、各国の状況に応じて需要面を重視したマネージメント基準等を使い、新たな消費者行動を支援・後押し

(iii) 持続可能な開発のための教育の枠組の主原則に基づき、正規・非正規教育を問わず、子供や若者への環境教育を行う国家政策、戦略、実行計画、活動を開発

(iv) 地域・準地域での環境教育プロジェクトを実施するためのネットワークを構築；持続可能な開発のための教育を行う国家レベルでの枠組をつくり、地域・準地域におけるイニシアティブ・実行計画を促進

(v) アジア太平洋地域の伝統的なライフスタイル、文化的・精神的価値を尊重・強化しながら、“自然とのハーモニー（融和）”アプローチを促進

(vi) 国家レベルで、各国の現状に適した”汚染者負担原則”メカニズムと効果的な天然資源管理を推奨促進

(c) 以下を奨励することにより、要求される根本的な変換の実施するため、プライベートセクターとの協力における成功事例を作り繰り返す。

(i) 効果的な資源活用、新しいアイデア、環境インフラを推奨するための投資

(ii) ”汚染者負担原則”の実施、展開、応用に係る情報交換、持続可能な消費と生産の達成に向けた国家レベルでの能力開発におけるテクノロジーとノウハウの移転

(iii) 関連のあるプログラムへの関心の向上と投資、および気候変動で悪影響を受ける地域の援助

(d)

適正、実行可能、かつ各国の状況にあった範囲において、持続可能な開発をサポートする経済・市場ベースの方法を使い、環境コストを取り込むことを考慮する

3. 適正な方法で以下に向けて協働することを決定する。

(a) ミレニアム開発目標（MGDs）及び持続可能な開発のための一つの前提条件として、環境上持続可能な経済成長、あるいはグリーン成長の促進のために地域、準地域協力を強

化する。

(b) 環境上健全な技術を含む、政策やツールの開発・活用に関する共同研究を促進するとともに、必要に応じ、環境上健全な技術の移転やアクセスの促進のための現実的な全てのステップをとる。

(c) 貧困削減、環境保全を伴う成長を強調した持続可能な開発のパイロットプロジェクトから得られた教訓や経験、分析の交流を行う知識共有ネットワークを促進する。

(d) メンバー国の中で、困窮する国に焦点を当てて、エコツーリズム、廃棄物管理・リサイクル、災害リスク管理等に関し、技術援助及び情報・経験の交流を参加国間で促進する。

(e) 移行経済及び発展途上国、特にアジア太平洋地域における最も脆弱な小島嶼、山岳・内陸の発展途上国、及び後発発展途上国において、環境効率的・資源効率的、グリーンな技術の使用を促進するため、キャパシティビルディングと技術移転イニシアティブを促進する。

(f) アスタナ“グリーン・ブリッジ”イニシアティブ(E/ESCAP/MCED(6)/L.5/Rev.1)とヨーロッパ・アジア太平洋パートナーシップを含むアジア太平洋における持続可能な開発のための地域実施計画2011-2015(E/ESCAP/MCED(6)/L.4)及びその地域・準地域イニシアティブを実施する。

(g) アジア太平洋地域において、発展途上国に向けた新技術と、キャパシティビルディングに関するノウハウと技術の移行に関する新しい流れを強調する。

(h) 食料安全保障、環境、持続可能な開発に重大な意味を持つ、経済的・社会的に重要な天然資源の保護に投資する。

(i) 気候変動の適応と緩和に向けたアプローチの一つとして、持続可能な開発の道筋を促進し、自然災害や不測の衝撃に対する社会と経済の回復力を強化する。

(j) 持続可能な都市開発・インフラを促進する。

(k) 生物多様性に関する2010年目標が達成されていないことを想起し、2010年10月に日本国名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)において、生物多様性に関するポスト2010年目標を採択するとともに、現在の生物多様性の損失速度を大幅に削減する。

(l) モニタリング、評価、予測、エネルギー協力、汚染管理、自然保護など適切な分野で、地域、準地域、国家レベルでのイニシアティブを強化することにより、様々な環境に関する脅威に対応する。

(m) アジア太平洋地域における天然資源の持続可能な使用に向けた地域協力を促進する。

(n) 小島嶼途上国と後発発展途上国の特定かつ固有の脆弱性に対処するためのグリーン成長戦略を策定するために、ESCAPやその他の開発パートナーのシナジー、及びグローバル戦略と地域戦略のシナジーを促進する。

(o) 持続可能な農業を確保し、生態系の生産性を高めるため、土壌資源の開発を支援する。

4. 我々はアジア太平洋経済社会委員会事務局に対し、加盟国が本宣言の実施を支援すること及び2015年の第7回閣僚会議に向けた中間評価、最終評価を行うことを求める。

5. ドナー国、関係国連組織、特に国連欧州経済委員会、多国間金融機関、その他政府間組織、民間セクター、非政府組織、市民社会に対し、以下を勧める。

(a) アジア太平洋地域における持続可能な開発のための地域実施計画2011-2015、及び、アスタナ“グリーン・ブリッジ”イニシアティブを含むその他の地域間、地域、準地域におけるイニシアティブの実施に対し、財政・技術的支援を含む全面的な支援をする。

(b) 気候変動及び自然災害の継続的な脅威にさらされている、緊急かつ長期的な適応を必要とする最も脆弱な国家と準地域を支援する。

6. 2015年に第7回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議を開催することに合意する。

7. 我々はカザフスタン国民と政府の暖かい歓待とすばらしい会議組織に心から感謝する。